

■特定領域認定制度及び専門薬剤師認定制度の認証申請書の評価方針■

特定領域認定制度及び専門薬剤師認定制度の認証申請書の評価には、以下に掲げる各項を原則とする。

1. 専門薬剤師認定制度は、生涯研修制度に比して、薬剤師の職務上の能力・適性を「保証」する意味を持つこととなり、薬剤師の職能評価に直接つながることから、学習の質と称号の信頼性がより強く要求される。
2. 特定領域認定制度または専門薬剤師認定制度の事業実施者が、当該領域に関連する専門学会あるいは研究会等の専門家集団である場合には、研修・認定制度に関わる専門的事項(学習項目、研修課題、講師の選定、成果の判定等)に関しては、原則として申請者の責任に委ねる。
3. ただし、事業実施母体の組織と運営、責任体制、必要な規程類、研修・認定の制度実施条件等については、現行の「薬剤師生涯研修プロバイダー」に求められる要件と同等の要件を満たしていることを原則とする。
4. 特定領域認定制度及び専門薬剤師認定制度の評価に当たっては、下記の各項目を必要要件とする。
 - ① 事業実施母体は継続して責任を持つ専門家(グループ、機関、団体)であること。
 - ② 目的・構想として、申請する制度の領域と課題の重要性、要望度、問題点、につき全国を視野に簡潔に説明すること。
 - ③ 制度につき外部からの問い合わせに対応できる体制であること。
 - ④ 研修は原則として不特定多数に公開されること。認定は合理的に資格条件づけされること。
 - ⑤ 履修すべきカリキュラム(学習項目)や、必要に応じて実習等を設定すること。
 - ⑥ 研修の講師、指導者の選定、プログラムの策定を行う体制を明示すること。
 - ⑦ 一定の活動実績を有しその内容を公表していること。
 - ⑧ 履修成果を実証するための適正な試験(書類審査、筆記試験、口頭試問、小論文等)を行うこと。
 - ⑨ 認定取得条件または受験資格として、特定の団体所属歴、実地経験、学会報告、他機関の資格等を求める場合はその妥当性を説明すること。また、妥当な、更新・取消し条件等を設定していること。

なお、専門薬剤師認定制度については次の項目にも留意すること。

- ① 事前に連携のある医学分科会と連絡調整を行っていること。
- ② 学習テーマごとに、的確な到達目標と修得度評価法が設定されていること。
- ③ 資格取得者の名簿を公開すること。

以上